

○山口県警察の少年警察活動に関する訓令

平成19年12月25日

本部訓令第33号

目次

第1章 総則

第1節 通則（第1条—第4条）

第2節 幹部の職務（第5条—第9条）

第3節 早期発見及び報告（第10条・第11条）

第2章 一般的活動

第1節 街頭補導（第12条・第13条）

第2節 少年相談（第14条・第15条）

第3節 継続補導（第16条—第18条）

第4節 少年の社会参加活動等（第19条・第20条）

第5節 情報発信（第21条—第23条）

第6節 有害環境の排除（第24条・第25条）

第3章 非行少年等についての活動

第1節 非行少年に関する通則（第26条—第34条）

第2節 犯罪少年事件の捜査（第35条—第42条）

第3節 触法調査（第43条—第57条）

第4節 ぐ犯調査（第58条—第68条）

第5節 不良行為少年の補導（第69条・第70条）

第4章 少年の保護のための活動

第1節 被害少年に係る活動（第71条—第73条）

第2節 福祉犯に係る活動（第74条・第75条）

第3節 要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童に係る活動
（第76条—第78条の2）

第5章 同行状の執行及び連戻し（第79条・第80条）

第6章 記録（第81条—第85条）

附則

第1章 総則

第1節 通則

（趣旨）

第1条 この訓令は、少年の非行の防止及び保護を通じて少年の健全な育成を図るための警察活動（以下「少年警察活動」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

2 少年警察活動に関しては、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）、少年法（昭和23年法律第168号）、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）、児童福祉法（昭

和22年法律第164号)、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)、犯罪捜査規範(昭和32年国家公安委員会規則第2号)、少年警察活動規則(平成14年国家公安委員会規則第20号。以下「活動規則」という。)、少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則(平成19年国家公安委員会規則第23号。以下「警察職員の職務等に関する規則」という。)、山口県青少年健全育成条例(昭和32年山口県条例第37号)その他の法令によるほか、この訓令の定めるところによる。

(定義)

第2条 この訓令において、「少年」、「特定少年」、「犯罪少年」、「触法少年」、「ぐ犯少年」、「非行少年」、「不良行為少年」、「被害少年」、「要保護少年」、「児童虐待を受けたと思われる児童」、「低年齢少年」又は「保護者」とは、それぞれ活動規則第2条に規定する少年、特定少年、犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年、非行少年、不良行為少年、被害少年、要保護少年、児童虐待を受けたと思われる児童、低年齢少年又は保護者をいう。

(少年警察活動の基本)

第3条 少年警察活動を行うに際しては、次に掲げる事項を基本とするものとする。

- (1) 少年の健全な育成を期する精神をもって当たるとともに、その規範意識の向上及び立直りに資するよう配慮すること。
- (2) 少年の心理、生理その他の特性に関する深い理解をもって当たること。
- (3) 少年の性行及び環境を深く洞察し、非行の原因の究明や犯罪被害等の状況の把握に努め、その非行の防止及び保護をする上で最も適切な処遇の方法を講ずるようにすること。
- (4) 秘密の保持に留意して、少年その他の関係者が秘密の漏れることに不安を抱かないように配慮すること。
- (5) 少年の非行の防止及び保護に関する国際的動向に十分配慮すること。

(関係機関、ボランティア等との連携)

第4条 少年警察活動は、県、市町、教育委員会、学校、家庭裁判所、検察庁、児童相談所その他の少年の健全な育成に関係する業務を行う機関との連携と適切な役割分担の下に行うものとする。

2 少年警察活動は、少年相談員(少年相談員の設置に関する訓令(平成17年山口県警察本部訓令第18号)に規定する少年相談員をいう。)、少年補導委員(市町が設置している少年補導センターの委嘱を受けた少年補導委員をいう。)、その他の少年の健全な育成のための活動を行うボランティア又は団体との連携と適切な役割分担の下に行うものとする。

第2節 幹部の職務

(本部長等の職務)

第5条 警察本部長(以下「本部長」という。)及び警察署長(以下「署長」

という。)は、少年警察活動の重要性を認識し、その効果的な運営及び適正な実施を図るため、少年警察活動全般の指揮監督に当たるとともに、職員の合理的配置、装備資機材及び施設の整備等体制の確立を図るよう努めるものとする。

2 本部長及び署長は、少年警察部門（活動規則第4条第1項に規定する少年警察部門をいう。以下同じ。）とその他の警察部門との緊密な連絡を保たせるとともに、警察と関係機関、団体、ボランティア等との連絡協調の促進強化を図るものとする。

3 本部長及び署長は、少年警察活動がすべての警察部門にかかわる警察活動であることに鑑み、全ての職員が少年警察活動の基本を理解するよう、適切かつ効果的な教養を実施するものとする。

（署長等の職務）

第6条 署長等（署長及び警察本部の職員が少年警察活動を行う場合における当該職員の属する所属の長をいう。以下同じ。）は、所属の職員の行う少年警察活動に関し、各級幹部を的確に指揮掌握するとともに、個々の事案について、おおむね次に掲げる事項について自ら行うものとする。ただし、本部長が直接指揮すべき事件、事案又は事項として本部長が定めたものを除く。

(1) 捜査主任官又は調査主任官を指名すること。

(2) 少年の被疑者、触法少年であると疑うに足りる相当の理由のある者若しくはぐ犯少年と認められる者又は重要な参考人の呼出し並びに面接（捜査又は調査の対象となっている少年に対する取調べ及び質問を含む。以下同じ。）の可否及び方法を決定すること。

(3) 強制措置及びその解除の可否を決定すること。

(4) 関係機関への送致（送付を含む。以下同じ。）又は通告その他の措置を決定すること。

(5) 関係機関への送致又は通告に際して付すべき処遇意見を決定すること。

(6) その他署長等が特に必要と認めること。

（警察署等の各級幹部の職務）

第7条 警察署等（警察署及び警察本部の職員が少年警察活動を行う場合における当該職員の属する所属をいう。）の少年警察活動について責任のある各級幹部は、所属の職員を指揮掌握するとともに、個々の事案について、おおむね次に掲げる事項を指揮するものとする。ただし、本部長又は署長が直接指揮すべき事件、事案又は事項として本部長又は署長が定めたものを除く。

(1) 処遇の方針を指示し、及び処遇の担当者を指定すること。

(2) 強制措置及びその解除の時期、場所及び方法を指示すること。

(3) 第6条第2号に掲げる呼出し及び面接の可否及び方法を指示すること。

(少年事件指導官)

第8条 本部長は、生活安全部生活安全捜査課少年事件指導官（以下「少年事件指導官」という。）に、次に掲げる職務を行わせるものとする。

- (1) 犯罪少年事件（犯罪少年に係る事件をいう。以下同じ。）のうち要指導事件（公判又は少年審判において立証上の問題が生じるおそれのある事件をいう。次号において同じ。）であるもの及び触法少年事件（触法少年に係る事件をいう。以下同じ。）のうち家庭裁判所の審判に付することが適当であると認められるものであって、少年警察部門に属する警察官が捜査又は調査を行うものについて、少年の特性に配意しつつ非行事実の厳密かつ周到な立証を徹底するため、当該事件の捜査主任官、調査主任官その他の少年警察活動に従事する警察官に対し、公判又は少年審判における立証、低年齢少年の特性を踏まえた調査要領その他の適正な捜査又は調査の遂行のために必要な指導及び助言を行うこと。
- (2) 犯罪少年事件のうち要指導事件であるもの、本部長が指揮する事件又は触法少年事件のうち家庭裁判所の審判に付することが適当であると認められるものであって、少年警察部門以外の部門に属する警察官が捜査又は調査を行うものについて、警察本部における事件主管課の事件指導担当補佐と密接な連絡をとり、当該事件指導担当補佐により前号と同様の指導及び助言が的確に行われるようにすること。
- (3) 次条に定める少年事件選別主任者及び少年事件選別補助者に対して、少年の特性及び少年審判の特質を踏まえた捜査又は調査の指揮、措置の選別、処遇意見の決定等に関する必要な指導及び教養を行うこと。

(少年事件選別主任者等)

第9条 本部長は、少年事件指導官を少年事件選別主任者に指定するものとする。

- 2 署長は、生活安全課長（刑事・生活安全課長を含む。）を少年事件選別主任者に指定するものとする。
- 3 本部長及び署長は、少年事件選別主任者を補助させるため、少年警察部門の幹部を少年事件選別補助者に指定するものとする。
- 4 署長等は、措置の選別及び処遇意見の決定をしようとする場合においては、少年事件選別主任者の意見を聴くものとし、少年又は重要な参考人の呼出し、令状の請求、事件の送致等を行うに当たっても、少年の心理、生理その他の特性に鑑み配慮すべき事項等について、少年事件選別主任者の意見を聴くものとする。ただし、交通法令違反又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号。以下「自動車運転死傷処罰法」という。）第2条から第6条までの罪若しくは交通事故に係る刑法に規定する罪に係る犯罪少年事件又は触法少年事件については、当該少年の適正な処遇を図るため特に必要と認められる場合を除き、この限りでない。

第3節 早期発見及び報告

(早期発見)

第10条 非行少年、不良行為少年、被害少年、要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童については、街頭補導（活動規則第7条第1項に規定する街頭補導をいう。以下同じ。）及び少年相談（活動規則第2条第13号に規定する少年相談をいう。以下同じ。）を適切に実施し、並びに警察の各部門間の連携及び警察と関係機関との連携を図り、これらを早期に発見するように努めるものとする。

(報告)

第11条 非行少年又は児童相談所への通告が必要と認められる要保護少年を発見した場合には、次に掲げる事項を署長等に報告するものとする。

- (1) 少年の氏名、年齢及び住居
- (2) 少年の職業及び勤務先又は在学する学校及び学年
- (3) 保護者の氏名、住居、職業及び少年との続柄
- (4) 事案を発見した経緯及び事案の概要
- (5) 発見者の執った措置
- (6) その他必要と認められる事項

2 警察本部の所属長が前項の報告を受けたときは、要保護少年に関する報告にあつては生活安全部人身安全・少年課長（以下「人身安全・少年課長」という。）に、非行少年に関する報告にあつては生活安全部生活安全捜査課長に当該報告に係る事項を速やかに連絡するものとする。

第2章 一般的活動

第1節 街頭補導

(街頭補導の効果的实施)

第12条 街頭補導は、道路その他の公共の場所、駅その他の多数の客の来集する施設又は風俗営業の営業所その他の少年の非行が行われやすい場所を重点とし、管内の実態に即して計画的に実施するものとする。

2 街頭補導の実施に当たり必要があるときは、学校その他の関係機関、少年の健全な育成のための活動を行うボランティアその他の関係者の協力を求めるものとする。

(街頭補導実施上の留意事項)

第13条 街頭補導の実施に当たっては、警察手帳その他身分を証明するものを提示して自らの身分を明らかにするものとする。

2 少年から事情を聴取し、又は注意、助言、指導等を行う場合においては、人目に付かないように配慮するものとする。

3 公共の場所以外の施設等で街頭補導を行うときは、当該施設等の管理者の同意を得るものとする。

第2節 少年相談

(少年相談の取扱い)

第14条 少年相談を受けたときは、懇切を旨として、その内容に応じ、指

導又は助言、関係機関への引継ぎその他適切な処理を行うものとする。

2 少年相談は、原則として少年警察部門において取り扱うものとし、少年警察部門以外の部門に属する職員が少年相談を受けた場合には、少年警察部門に引き継ぐものとする。ただし、当該相談を自ら処理することが適当であると認めた場合においては、少年警察部門と連携の上、自ら当該相談を処理することができるものとする。

3 前項の規定により少年相談に係る事案を引き継ぐ場合においては、相談者に引継先、連絡方法等必要な事項を説明するものとする。

（少年相談実施上の留意事項）

第15条 少年相談は、原則として少年警察部門に属する職員が配置された施設内において行うものとする。ただし、必要な場合には、関係者が落ち着いて相談のできる適当な場所に出向いて行うことを考慮するものとする。

2 少年相談の処理に当たったときは、少年相談カード(別記第1号様式)を作成し、人身安全・少年課長に報告するものとする。この場合において、少年警察部門以外の部門に属する職員が少年相談を処理したときは、少年警察部門を通じて報告するものとする。

3 人身安全・少年課長は、少年相談の内容が特異なもの、社会的反響が大きいものその他総合的な対応を要すると認められるものについては、当該相談を処理することが適当な所属の長と対応の方針に関する協議を行い、自ら又は当該所属の長が、当該相談内容等について、本部長に報告するものとする。

4 少年相談に関連して、少年警察部門の所掌に属しない事案について相談を受けたときは、当該事案を担当すべき他の警察部門又は関係機関に引き継ぐなど相談者の立場に立った適切な対応をするものとする。

第3節 継続補導

（継続補導の実施）

第16条 活動規則第8条第2項（活動規則第13条第3項及び第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、少年の非行防止を図るため特に必要と認められる場合には、保護者の同意を得た上で、家庭、学校、交友その他の環境について相当の改善が認められるまでの間、本人に対する助言又は指導その他の補導を継続的に実施するものとする。

2 前項の規定による継続的な補導（以下「継続補導」という。）の対象となる少年は、別に定める。

3 特定少年に対する第1項の規定の適用については、同項中「保護者」とあるのは、「本人」とする。

（継続補導の取扱い）

第17条 署長は、管内に居住する前条第2項の少年について、継続補導を実施する必要があると認めたときは、人身安全・少年課長に報告するものとする。

- 2 人身安全・少年課長は、前項の規定による報告を受けた場合において、継続補導を実施する必要があると認めたときは、少年サポートセンター（「少年サポートセンター設置要綱（例規通達）」（平成11年3月18日付け山口生少第114号）に規定する少年サポートセンターをいう。以下同じ。）に配置された少年育成官等に継続補導を実施させるものとする。
- 3 人身安全・少年課長は、前条第2項に規定する少年について、継続補導を実施する必要があると認めたときは、少年サポートセンターに配置された少年育成官等に継続補導を実施させるものとする。

（学校関係者等との協力）

第18条 継続補導の適切な実施のため必要があるときは、保護者の同意を得た上で、学校関係者その他の適当な者と協力して実施するものとする。この場合においては、少年のプライバシーに特に配慮するものとする。

- 2 特定少年に対する前項の規定の適用については、同項中「保護者」とあるのは、「本人」とする。

第4節 少年の社会参加活動等

（関係機関等との協力等）

第19条 広く少年の参加を得て行うボランティア活動等の社会奉仕体験活動、柔道、剣道等のスポーツ活動その他の少年の規範意識の向上又は社会の一員としての意識のかん養に資するための体験活動（以下「少年の社会参加活動等」という。）については、必要に応じて、学校その他の関係機関、ボランティア、団体等と協力して行い、及びこれらの者が実施する少年の健全な育成のための活動との適切な役割分担の下に行うものとする。

（実施上の留意事項）

第20条 少年の社会参加活動等の実施に当たっては、次に掲げる警察業務の専門性を生かして、効果的に実施するものとする。

- (1) 少年の心理その他の特性に関する知見
- (2) 少年の非行を防止するための手法に関する知見
- (3) 柔道、剣道等の指導に関する能力
- (4) その他少年警察活動に関する知見及び警察職員の能力

第5節 情報発信

（情報発信）

第21条 少年警察活動については、少年の健全な育成に関する県民の理解を深めるため、少年の非行及び犯罪被害の実態並びに少年警察活動の状況に関する情報を積極的に発信するものとする。この場合においては、関係機関との協議会の開催、関係機関が開催する講習会等への協力その他の適切な方法により、少年警察活動に関する専門的な知見が関係機関等における少年の健全な育成のための活動に反映されるよう配慮するものとする。

（基礎資料の整備活用）

第22条 少年警察活動については、情報発信の前提として、また、少年の非行の防止と保護を図るための施策に資するため、常に、少年警察活動に関する基礎的な資料を整備し、活用するように努めるものとする。

(少年の規範意識の啓発)

第23条 少年警察部門においては、少年、保護者その他の関係者を対象とする非行防止教室の開催、薬物乱用防止教室の開催その他の適切な方法により、少年の規範意識を啓発し、並びに少年の非行及び犯罪被害を防止するよう努めるものとする。この場合においては、必要に応じて、学校その他の関係機関、ボランティア等との協力の下に行うものとする。

第6節 有害環境の排除

(有害環境の排除)

第24条 本部長及び署長は、有害環境（活動規則第11条に規定する有害環境をいう。以下同じ。）があることを知ったときは、当該有害環境について関係のある他の機関に適切な措置を執るよう連絡する等少年に有害な影響の排除のため適切な措置を執るものとする。

(民間の自主的活動に対する配慮)

第25条 本部長及び署長は、広報啓発その他の地域における民間公益活動、酒類販売業者等の事業者による顧客の年齢確認その他の民間における有害環境の少年に対する影響を排除するための自主的な活動に関し、その求めに応じ、必要な配慮を加えるものとする。

第3章 非行少年等についての活動

第1節 非行少年に関する通則

(少年事件の捜査及び調査の担当部門)

第26条 本部長又は署長は、犯罪少年事件の捜査、触法少年事件の調査（以下「触法調査」という。）及びぐ犯少年に係る事件（以下「ぐ犯少年事件」という。）の調査（以下「ぐ犯調査」という。）については、少年の特性に配慮しつつ、個々の少年の適正な処遇に努めなければならないことに鑑み、少年警察部門に担当させるものとする。ただし、次のいずれかに該当する事件の捜査及び調査については、この限りでない。

- (1) 20歳以上の被疑者を主とする事件に関連する犯罪少年事件
- (2) 少年法第20条第2項又は第62条第2項の規定により、原則として家庭裁判所から検察官に送致されることとなる犯罪少年事件
- (3) 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪又は死刑若しくは無期若しくは短期2年以上の拘禁刑に当たる罪に係る犯罪少年事件
- (4) 事件の内容が複雑かつ重要であり、他の部門に捜査させることが適当であると認められる犯罪少年事件
- (5) 交通法令違反（犯罪統計細則（昭和46年警察庁訓令第16号）第2条第2号に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る犯罪少年事件又は触法少年事件
- (6) 自動車運転死傷処罰法に規定する罪又は交通事故に係る刑法に規定

する罪に係る犯罪少年事件又は触法少年事件

(7) 前各号に掲げるもののほか、本部長又は署長が少年警察部門以外の部門に担当させることが適切と認める事件

2 本部長及び署長は、非行少年に係る事件の捜査又は調査を少年警察部門以外の部門に属する警察官に行わせる場合においても、少年の特性に配慮した捜査又は調査が行われるよう、少年事件選別主任者に対し、捜査又は調査の経過について常に把握させるとともに、必要があると認めるときは、少年の取調べ又は質問を少年警察部門に属する警察官に行わせることについても配慮するほか、捜査又は調査を行う警察官に対する指導教養又は助言、少年の取調べ又は質問の用に供するための適切な場所の提供その他の必要な支援を行わせるものとする。

(捜査又は調査に伴う措置)

第27条 非行少年については、当該少年に係る事件の捜査又は調査のほか、その適切な処遇に資するため必要な範囲において、時機を失することなく、本人又はその保護者に対する助言、学校その他の関係機関への連絡その他の必要な措置を執るものとする。

(年齢の確認)

第28条 非行少年に係る事件の捜査又は調査に当たっては、刑法、少年法及び児童福祉法の適用に過誤のないようにするため、特に現在及び行為時における当該少年の正確な年齢を確認するものとする。

(明らかにすべき事項)

第29条 非行少年に係る事件について捜査又は調査を行うに当たっては、おおむね次に掲げる事項について、明らかにするものとする。

- (1) 事件の存否及び態様
- (2) 事件の原因及び動機
- (3) 少年の性格、経歴、行状及び教育程度
- (4) 少年の家庭、学校及び職場の状況並びに交友関係
- (5) 少年の住居地の環境
- (6) 少年の非行の防止及び立直りに協力することができると認められるボランティアの有無

2 非行少年に係る事件について明らかにした事項については、少年事件選別・処遇意見検討票（別記第2号様式）に記録し、署長等に報告するものとする。

(関係機関との連絡)

第30条 犯罪少年事件の捜査を行うに当たって必要があるときは、家庭裁判所、児童相談所、学校その他の関係機関との連絡を密にしなければならない。

2 触法調査及びぐ犯調査を行うに当たっては、特に家庭裁判所及び児童相談所との連携を密にしつつ、これを進めなければならない。

(捜査又は調査上の留意事項)

第31条 非行少年に係る事件について、捜査又は調査を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 関係機関への送致又は通告の措置を執るべきかどうかを決定し、非行少年の処遇並びに当該少年の健全な育成及び立直りに資するために必要な限度にとどめ、みだりに関係者のプライバシーを侵害することのないようにすること。
- (2) 少年の保護者その他少年について事情を知っていると認められる者の協力を求めること。
- (3) 先入観に捕らわれたり、推測にわたったりすることなく、正確な資料を収集すること。
- (4) 少年の健全な育成及び被害者の心情に配意し、捜査又は調査は、迅速に行うこと。

(新聞発表等の際の留意事項)

第32条 犯罪少年事件については、当該少年の氏名、住居のほか、学校名、会社名等その者を推知させるような事項を新聞その他の報道機関等に発表してはならない。また、当該少年の写真を提供してはならない。ただし、特定少年のとき犯した罪に係る事件であって当該罪により公訴を提起された者に係るもの(略式命令の請求がされたものを除く。)については、この限りでない。

- 2 触法少年事件については、その性質上、報道機関等への発表は、特に慎重に判断するものとする。発表する場合においては、前項の規定を準用する。

(措置の選別及び処遇意見)

第33条 署長等は、非行少年について関係機関への送致又は通告の措置を執るべきか、犯罪少年事件の送致を通常を送致又は簡易送致(犯罪捜査規範第214条の規定による送致をいう。以下同じ。)のいずれかによるべきか、送致又は通告の措置を執る場合においては、いずれの機関に行うべきかを的確に選別するものとする。

- 2 署長等は、非行少年に係る事件について関係機関への送致(簡易送致を除く。)又は通告の措置を執る場合においては、最も適切と認められる処遇上の意見を付すものとする。
- 3 署長等は、前2項の規定による措置の選別及び処遇上の意見の決定に当たっては、おおむね次に掲げる事項を勘案して行うものとする。この場合において、第3号に掲げる事項については、捜査又は調査の結果から客観的に判断するものとする。

- (1) 事案の態様
- (2) 非行の原因及び動機
- (3) 当該少年の再非行のおそれ
- (4) 当該少年の保護者の実情、非行の防止及び立直りに向けての保護者の方針及び意向並びに関係機関、団体及びボランティアの意見

- 4 署長等は、犯罪少年事件における通常の送致と簡易送致の選別に当たっては、罪種や被害の程度等の形式的な要件のみで判断することなく、犯罪の原因及び動機、当該少年の性格、行状、家庭の状況及び環境等から再犯のおそれ等を総合的に判断するものとする。

(送致又は通告に関する留意事項)

第34条 非行少年に係る事件を関係機関に送致し、又は通告するに当たっては、必要に応じ、当該少年及びその保護者又はこれに代わるべき者(以下「保護者等」という。)に対して、送致又は通告の趣旨について説明するとともに、今後特に留意すべき事項について助言するものとする。この場合において、在宅のまま送致し、又は通告する少年について、将来における非行のおそれが大きいと認められるときは、送致先又は通告先の機関において、速やかに少年法又は児童福祉法の規定による措置が執られるように連絡するものとする。

第2節 犯罪少年事件の捜査

(犯罪少年事件の捜査の基本)

第35条 犯罪少年事件の捜査については、家庭裁判所の審判その他の処理に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって当たらなければならない。

- 2 捜査に当たっては、少年の特性を考慮し、特に他人の耳目に触れないようにし、取調べの言動に注意する等温情と理解をもって当たり、その心情を傷つけないように努めなければならない。

(呼出し上の留意事項)

第36条 捜査のため、少年の被疑者(以下この条(第4項を除く。)、次条(第3項を除く。)、第38条、第39条及び第42条において「少年」という。)、保護者又は参考人を呼び出すに当たっては、電話、犯罪捜査規範別記様式第7号による呼出状の送付その他適当な方法により、出頭すべき日時、場所、用件その他必要な事項を呼出人に確実に伝達しなければならない。

- 2 捜査のために少年を呼び出す場合においては、原則として保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより、保護者と少年との信頼関係を損なうおそれがあるとき、当該少年が虐待を受けるおそれがあるとき、逃亡又は証拠隠滅のおそれがあるときその他連絡することが当該少年の福祉上不適当であると認められるときは、この限りでない。

- 3 捜査のために少年を呼び出す場合においては、次に掲げる事項に留意し、少年が無用な不安を抱かないよう配慮するものとする。

- (1) 学校又は職場に直接呼出しの連絡をすることは、できる限り避けること。
- (2) 少年の授業中又は就業中に呼び出すことは、できる限り避けること。
- (3) 制服を着用した警察官が呼出しに行くことは、できる限り避けること。

- (4) 警察施設に呼び出すことが不適切であると認められる場合には、職員が家庭へ出向くこと又は警察施設以外の適当な場所に呼び出すこと。
- (5) 呼出しは、保護者等の納得を得て行うよう努めるとともに、必要に応じて保護者等の同道を依頼するなど、協力と信頼を得られるよう努めること。

4 捜査のために被害者その他の参考人として少年を呼び出す場合においては、前3項に掲げる事項に配意するほか、警察から呼び出されたことによる心理的な負担を軽減するよう努めるなど少年の心情に配意するものとする。

5 捜査のために少年の保護者等を呼び出す場合においては、当該保護者が当該少年の非行に関して警察から呼び出されたことが周囲の者に分からないよう配意するものとする。

(取調べ上の留意事項)

第37条 少年の取調べを行う場合においては、原則として保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより、保護者と少年との信頼関係を損なうおそれがあるとき、当該少年が保護者から虐待を受けるおそれがあるとき、逃亡又は証拠隠滅のおそれがあるときその他連絡することが当該少年の福祉上不適当であると認められるときは、この限りでない。

2 少年の取調べを行う場合においては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 取調べの場所は、事務室等人の出入りが多く、他人の耳目に触れるおそれがある場所を避け、少年が落ち着いて話せるよう、少年補導室等の適当な場所とすること。
- (2) 取調べの時刻は、できる限り少年の授業中若しくは就業中又は夜間遅い時刻を避けるとともに、取調べが長時間にわたらないようにすること。
- (3) やむを得ない場合を除き、少年と同道した保護者その他適切な者を立ち合わせること。
- (4) 取調べに当たっては、少年の年齢、性別、性格、知能、職業等に応じてふさわしく、かつ、分かりやすい言葉を用いること。
- (5) 取調べに当たっては、少年の話の良い聞き手となり、虚言、反抗等に対しても、一方的にこれを押さえつけようとせず、その原因を理解することに努め、少年の内省を促し、その立直りに資するように努めること。
- (6) 取調べを終えるに当たっては、少年及び保護者等の懸念の有無を確かめ、必要があるときは、助言その他の措置を講じて、少年及び保護者等の不安を除去し、信頼を得られるように努めること。

3 被害者その他の参考人として少年と面接するときは、その時間、場所、方法、保護者等の立会い等に配意し、面接に伴う心理的な負担を軽減す

るよう努める等少年の心情に配慮するものとする。

(強制措置等の制限)

第38条 少年については、できる限り逮捕、留置その他の強制の措置を避けるものとする。

2 強制の措置を決定する場合には、少年の年齢、性格、非行歴、犯罪の態様、留置の時刻等から当該少年に及ぼす精神的影響を勘案して判断するとともに、執行の時期、場所、方法等について慎重に配慮し、少年の心情を傷つけることのないように配慮するものとする。

3 少年の被疑者を留置する場合には、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 少年法第49条第1項及び第3項の規定により、20歳以上の者と分離し、かつ、原則として各別に収容する。

(2) 少年を留置したときは、特定少年であるか否かにかかわらず、原則として速やかに保護者等に連絡すること。

(指紋の採取等)

第39条 少年の指紋及び掌紋の採取並びに写真の撮影については、別に定めるところによる。

(親告罪等に関する措置)

第40条 親告罪である少年の犯罪について告訴がなされないことが明らかになった場合であっても、将来における非行の防止上必要があると認めるときは、犯罪少年に係る事件として関係機関に送致することを考慮して所要の措置を執るものとする。特定少年の被疑者についても同様である。

2 前項の場合においては、みだりに被害者等を呼び出す等被害者等の心情に反する措置を執ることを避けるものとする。当該少年に係る事件を送致する場合には、被害者等が送致先の機関によってみだりに呼び出されることのないよう当該機関に連絡することに留意するものとする。

3 少年が、親族であるため刑が免除される罪又は請求を待つて論ずる罪を犯した場合についても、前2項の規定の例によるものとする。

(少年に所持させることが不適当な物件の措置)

第41条 犯罪少年事件の捜査に当たって、少年の非行の防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を当該少年が所持していることを発見したときは、法令の規定により押収する場合を除き、所有者その他の権利者に返還させ、保護者等に預けさせ、又は当該少年に廃棄させるなど当該少年が当該物件を所持しないように注意、助言等をするものとする。この場合においては、受領書(別記第3号様式)を徴するなど物件の措置のてん末を明らかにする措置を講ずるものとする。

(余罪の捜査)

第42条 少年に関する余罪の捜査に当たっては、当該少年の内省を促し、その立直りを図るとともに、将来における非行のおそれの判断に資する

ように配慮するものとする。また、余罪の捜査は、迅速かつ的確に行わなければならない。

第3節 触法調査

(触法調査の基本)

第43条 触法調査については、少年法及び児童福祉法に基づく措置に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって、これに当たらなければならない。

- 2 触法調査を行うに当たっては、特に低年齢少年が精神的に未成熟であり、可塑性に富むこと、迎合する傾向にあること等の特性を有することに鑑み、特に他人の耳目に触れないようにし、少年に対する言動に注意する等温情と理解をもって当たり、少年の心情と早期の立直りに配慮しなければならない。

(触法調査を行うことができる警察職員)

第44条 本部長は、少年育成官のうちから、次に掲げる事項に関する教育訓練を受け、専門的知識を有する者と認められる者を少年法第6条の2第3項に規定する警察職員として指定することができる。

- (1) 可塑性に富むことその他の低年齢少年一般の特性
- (2) 発達障害その他の特別な事情を持つ少年の特性
- (3) 低年齢少年の特性を踏まえた質問その他の調査要領

- 2 前項に規定する警察職員は、上司である警察官の命を受け、事件の原因及び動機並びに当該少年の性格、行状、経歴、教育程度、環境、家庭の状況、交友関係等を明らかにするために必要な調査を行うことができる。

(調査主任官)

第45条 本部長又は署長等は、個々の触法調査につき、調査主任官を指名し、次に掲げる職務を行わせるものとする。

- (1) 調査すべき事項及び調査に従事する者の任務分担を定めること。
- (2) 押収物及びその換価代金の出納を承認し、これらの保管の状況を常に把握すること。
- (3) 調査方針を立てること。
- (4) 調査に従事する者に対し、調査の状況に関し報告を求めること。
- (5) 調査の適正な遂行及び当該調査に係る少年の自殺その他の事故の防止について調査に従事する者に対する指導教養を行うこと。
- (6) 家庭裁判所、児童相談所、学校その他の関係機関との連絡調整を行うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本部長又は署長から特に命ぜられた事項

- 2 本部長又は署長等は、前項の規定により調査主任官を指名する場合には、当該事件の内容並びに所属の職員の調査能力、知識経験及び職務遂行の状況を勘案し、同項に規定する職務を的確に行うことができると認

められる者を指名しなければならない。

- 3 本部長又は署長等は、調査主任官を指名する場合には、調査主任官指名簿（別記第4号様式）に所定の事項を記載し、及び押印した後、指名を受けた者が閲覧できる状態にしなければならない。
- 4 調査主任官が交代する場合には、関係書類、証拠物等の引継ぎを確実にを行うとともに、調査の状況その他必要な事項を明らかにし、事後の調査に支障を来すことのないようにしなければならない。

（付添人の選任等）

第46条 触法少年であると疑うに足りる相当の理由のある者（以下次条（第4項を除く。）、第48条（第4項を除く。）、第50条及び第54条から第56条までにおいて「少年」という。）又は保護者に対しては、少年法第6条の3に規定する付添人に関する制度について分かりやすく説明するほか、必要に応じて関係機関及び関係団体についての紹介、助言等を行うことに配慮するものとする。

- 2 少年法第6条の3に規定する付添人の選任については、付添人を選任することができる者又は付添人から両者が連署した付添人選任届を差し出させるものとする。この場合において、選任届を受理した者は、当該事件の調査に従事している警察官に対し、当該選任届を確実に引き継がなければならない。

（呼出し上の留意事項）

第47条 触法調査のため、少年、保護者又は参考人を呼び出すに当たっては、電話、触法調査又はぐ犯調査に関する書類の様式を定める訓令（平成19年警察庁訓令第12号。以下「様式を定める訓令」という。）別記様式第39号による呼出状の送付その他適当な方法により、出向くべき日時、場所、用件その他必要な事項を呼出人に確実に伝達しなければならない。

- 2 少年を呼び出す場合においては、当該少年の保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより、当該少年が保護者から虐待を受けるおそれが著しいとき、証拠隠滅のおそれが著しいときその他連絡することが当該少年の福祉上著しく不適當であると認められるときは、この限りでない。
- 3 少年を呼び出す場合においては、次に掲げる事項に留意し、少年に無用の緊張又は不安を与えることのないよう言動に注意するものとする。
 - (1) 夜間に呼び出すことは、やむを得ない場合を除き、避けること。
 - (2) 制服を着用した警察官が呼出しに行くことは、やむを得ない場合を除き、避けること。
 - (3) 学校に直接呼出しの連絡をすることは、できる限り避けること。
 - (4) 少年の授業中に呼び出すことは、できる限り避けること。
 - (5) 警察施設に呼び出すことが不適切であると認められる場合には、調査に従事する職員が家庭へ出向くこと又は警察施設以外の適当な場所

に呼び出すことにも配慮すること。

- (6) 呼出しは、保護者の納得を得て行うように努めるとともに、必要に応じて保護者の同道を依頼するなど、協力と信頼を得られるよう努めること。

4 触法調査のために被害者その他の参考人として少年を呼び出す場合においては、前3項に掲げる事項に配慮するほか、警察から呼び出されたことによる心理的な負担を軽減するよう努めるなど少年の心情に配慮するものとする。

5 触法調査のために少年の保護者等を呼び出す場合においては、当該保護者等が当該少年の非行に関して警察から呼び出されたことが周囲の者に分からないよう配慮するものとする。

(質問上の留意事項)

第48条 少年に質問を行う場合においては、当該少年の保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより、当該少年が保護者から虐待を受けるおそれが著しいとき、証拠隠滅のおそれが著しいときその他連絡することが当該少年の福祉上不適当であると認められるときは、この限りでない。

2 少年に質問するに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることを避け、事案の真相を明らかにし、事後の効果的な指導育成に資するよう、少年の保護者又は同居の親族、少年の在学する学校の教員、少年を一時保護中の児童相談所の職員、弁護士である付添人その他当該少年の保護又は監護の観点から適切と認められる者の立会いについて配慮するものとする。

3 少年に質問を行う場合においては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 質問に当たっては、やむを得ない場合を除き、夜間に質問すること及び長時間にわたり質問することを避けなければならないこと。
- (2) 質問の時間については、できる限り少年の授業中を避けること。
- (3) 質問の場所は、事務室等人の出入りが多く、他人の耳目に触れるおそれがある場所を避け、少年が落ち着いて話せるよう、少年補導室等の適当な場所とすること。
- (4) 質問に当たっては、少年の年齢、性別、性格、知能等に応じてふさわしく、かつ、分かりやすい言葉を用いること。
- (5) 質問に当たっては、少年の話の良い聞き手となり、虚言、反抗等に対しても、一方的にこれを押さえつけようとせず、その原因を理解することに努め、少年の内省を促し、その立直りに資するよう努めること。
- (6) 質問に当たっては、少年に対し、自己の意思に反して供述する必要がない旨を当該少年の年齢等に応じて分かりやすく告げること。
- (7) 質問を終えるに当たっては、少年及び保護者等の懸念の有無を確か

め、必要があるときは、助言その他の措置を講じて、少年及び保護者等の不安を除去し、信頼を得られるように努めること。

- 4 被害者その他の参考人として少年に質問するときは、その時間、場所、方法、保護者等の立会い等に配慮し、質問に伴う心理的な負担を軽減するよう努める等少年の心情に配慮するものとする。

(犯罪の疑いがある場合の措置)

第49条 犯罪の疑いがある事案については、触法少年事件である可能性が高い場合であっても、犯罪としての捜査を尽くすものとする。この場合において、殺人、強盗等の重要な事件については、明らかに低年齢少年による行為と認められる場合であっても、共犯関係にある者が存在する可能性があることに留意するものとする。

(強制の措置等)

第50条 触法調査に係る捜索、差押、検証若しくは身体検査の令状又は鑑定処分許可状の請求については、活動規則第21条の規定によるものとする。

- 2 触法調査においては、できる限り、強制の措置を避けるものとする。強制の措置を決定する場合には、少年の年齢、性格、非行歴、事件の内容等から当該少年に及ぼす精神的影響を勘案して判断するとともに、執行の時期、場所、方法等について慎重に配慮し、少年の心情を傷つけることのないよう配慮するものとする。

(還付公告等)

第51条 少年法第6条の5第2項の規定により準用する刑事訴訟法第499条に規定する押収物の還付に関する公告は、警察職員の職務等に関する規則第2条の定めるところにより行うものとする。

- 2 公告をしたときから6か月以内に還付の請求がないときは、その物は、県に帰属する。この場合においては、山口県会計規則（昭和39年山口県規則第54号）及び山口県物品規則（昭和39年山口県規則第57号）の規定に基づき手続を行うものとする。

- 3 本部長又は署長は、前項の期間内においても、価値のない物は、これを廃棄し、保管に不便な物は、これを公売してその代価を保管することができる。この場合においては、犯罪捜査規範第113条第1項に定める事項に注意するとともに、犯罪捜査規範別記様式第10号による廃棄処分書又は犯罪捜査規範別記様式第11号による換価処分書を作成しておかなければならない。

(強制捜査の後に触法少年事件であることが判明した場合の措置)

第52条 逮捕した少年の行為が14歳未満のときのものであることが明らかになった場合は、直ちに釈放しなければならない。この場合においては、次に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 逮捕手続書及び弁解録取書を作成し、逮捕手続の過程を明確にするほか、釈放の理由を捜査報告書等により明らかにしておくこと。

(2) 逮捕手続書に、既に釈放した旨を記載すること。

2 前項の場合において、緊急逮捕したときは、釈放した後であっても、犯罪捜査規範第120条第3項の規定により逮捕状を請求しなければならない。

3 捜索等により証拠品を差し押さえた後、触法少年事件であることが判明した場合には、直ちに証拠品の還付手続を開始しなければならない。還付手続中又は還付した物件を引き続き必要とする場合は、第50条の規定により措置するものとする。

4 被疑者の年齢が判明しなかったため、既にその事件について逮捕、捜索、差押等の令状の発付を得ている場合、捜査の過程において触法少年事件であることが判明したときは、速やかに、当該令状を発付した裁判官に返還するものとする。

(児童相談所への送致)

第53条 触法調査の結果、当該事件を児童相談所長に送致する場合は、活動規則第22条(第1項第2号を除く。)から第24条までの規定により行うものとする。

(児童相談所への通告)

第54条 触法調査の過程において、当該少年が要保護児童であると認められたときは、様式を定める訓令別記様式第37号による児童通告書(以下単に「児童通告書」という。)により児童相談所に通告するものとする。ただし、急を要し、児童通告書を作成して通告するいとまがない場合は、口頭により通告し、その内容を記載した、様式を定める訓令別記第37条の2による児童通告通知書(以下単に「児童通告通知書」という。)を事後に送付することとしても差し支えない。

2 触法調査の結果、当該事件を送致し、又は通告する場合は、活動規則第22条、第23条及び第24条の規定により行うものとする。

(少年の一時保護に係る留意事項)

第55条 児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて少年を一時保護する場合には、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 保護にふさわしい部屋を使用するものとし、鍵をかける場合は、少年の行動範囲がなるべく広がるよう配意すること。一時保護に留置施設を使用してはならない。

(2) 少年が負傷し、自殺し、又は保護から逃れることがないように注意するとともに、少年が火災その他自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事故を起こさないように注意すること。

(3) 速やかにその保護者等に一時保護した旨を連絡すること。ただし、児童虐待を受けた児童を一時保護した場合において、児童虐待の防止等に関する法律第12条第3項の規定により、児童相談所長が児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしないこととしたときは、この限りではない。

(少年に所持させることが不適当な物件の措置)

第56条 非行の防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を少年が所持していることを発見したときは、所有者その他の権利者に返還させ、保護者等に預けさせ、又は当該少年に廃棄させるなど当該少年が当該物件を所持しないように注意、助言等をするものとする。この場合においては、受領書を徴するなど物件の措置のてん末を明らかにする措置を講ずるものとする。

(指導教養)

第57条 本部長及び署長は、触法調査に従事する者に対し、低年齢少年の特性その他の職務遂行に必要な知識及び技能に関する指導教養を定期的に行うものとする。

第4節 ぐ犯調査

(ぐ犯調査の基本)

第58条 犯罪の捜査、触法調査、少年相談その他の活動において、ぐ犯少年と認められる者（以下第61条、第62条、第66条及び第67条において「少年」という。）を発見した場合は、少年法及び児童福祉法に基づく措置に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって、これに当たらなければならない。

- 2 ぐ犯調査を行うに当たっては、少年の心理、生理その他の特性に鑑み、特に他人の耳目に触れないようにし、少年に対する言動に注意する等温情と理解をもって当たり、その心情を傷つけないように努めなければならない。

(ぐ犯調査を行うことができる警察職員)

第59条 第44条第1項の規定により本部長が指定した警察職員は、上司である警察官の命を受け、ぐ犯調査を行うことができる。

- 2 本部長は、前項に定める警察職員がぐ犯調査を行うに当たり、当該警察職員に対し、ぐ犯調査に係る職務の遂行に必要な指導教養をあらかじめ行うものとする。

(調査主任官)

第60条 本部長又は署長等は、調査すべき事項及び調査に従事する者の任務分担の決定、関係機関との連絡調整その他の適正な調査の遂行及び管理のために必要な職務を行わせるため、個々のぐ犯調査につき、調査主任官を指名するものとする。

- 2 本部長又は署長等は、調査主任官を指名する場合には、調査主任官指名簿（別記第5号様式）に所定の事項を記載し、及び押印した後、指名を受けた者が閲覧できる状態にしなければならない。
- 3 調査主任官が交代する場合には、関係書類等の引継ぎを確実に行うとともに、調査の状況その他必要な事項を明らかにし、事後の調査に支障を来すことのないようにしなければならない。

(呼出し上の留意事項)

第61条 ぐ犯調査のため、少年、保護者又は参考人を呼び出すに当たっては、電話、様式を定める訓令別記様式第39号による呼出状の送付その他適当な方法により、出向くべき日時、場所、用件その他必要な事項を呼出人に確実に伝達しなければならない。

2 少年を呼び出す場合においては、当該少年の保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより、当該少年が保護者から虐待を受けるおそれが著しいときその他連絡することが当該少年の福祉上著しく不適當であると認められるときは、この限りでない。

3 少年を呼び出す場合においては、当該少年の心情を理解するとともに、呼出しを行う場所、時期、方法等について配慮し、少年が無用な不安を抱かないよう配慮するものとする。

4 少年の呼出しは、保護者等の納得を得て行うよう努めるとともに、必要に応じて保護者等の同道を依頼するなど、協力と信頼を得られるよう努めること。

5 ぐ犯調査のための呼出しについては、本条に規定するもののほか、その性質に反しない限り、第36条の規定の例によるものとする。

（質問上の留意事項）

第62条 少年に質問を行う場合においては、当該少年の保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより、当該少年が保護者から虐待を受けるおそれが著しいときその他連絡することが当該少年の福祉上著しく不適當であると認められるときは、この限りでない。

2 ぐ犯調査のための質問については、本条に規定するもののほか、その性質に反しない限り、第37条の規定の例によるものとする。

（低年齢少年に係るぐ犯調査における配慮）

第63条 低年齢少年に係るぐ犯調査を行うに当たっては、特に低年齢少年が精神的に未成熟であり、可塑性に富むこと、迎合する傾向にあること等の特性を有することに鑑み、少年の心情と早期の立直りに配慮しなければならない。

2 低年齢少年であってぐ犯少年と認められる者（以下この項及び次項において「少年」という。）を呼び出し、質問するに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることのないよう言動に注意するとともに、やむを得ない場合を除き、夜間に呼び出し、質問すること、長時間にわたり質問すること及び他人の耳目に触れるおそれがある場所において質問することを避けなければならない。

3 少年に質問するに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることを避け、事案の真相を明らかにし、事後の効果的な指導育成に資するよう、少年の保護者その他の当該少年の保護又は監護の観点から適切と認められる者の立会いについて配慮するものとする。

4 低年齢少年に係るぐ犯調査のための呼出し及び質問については、前2項に規定するもののほか、第47条及び第48条の規定の例によるもの

とする。

（ぐ犯少年の送致又は通告）

第64条　ぐ犯少年の関係機関への送致又は通告は、活動規則第33条の規定により行うものとする。

（ぐ犯少年についての緊急措置）

第65条　ぐ犯少年として家庭裁判所の審判に付すべきであると認められる少年が緊急に保護しなければならない状態にあつて、その補導上必要があると認められる場合においては、電話その他の方法により、直ちに家庭裁判所にその状況を通報するものとする。

2　ぐ犯少年に対して少年法第13条第2項の規定により同行状を執行した場合において、警察署に留め置く必要があるときは、一時保護に準じて取り扱うものとし、第55条各号に掲げる事項に留意するものとする。

（少年の一時保護に係る留意事項）

第66条　児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて少年を一時保護する場合においては、第55条各号に掲げる事項に留意するものとする。

（少年に所持させることが不適当な物件の措置）

第67条　非行の防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を少年が所持していることを発見したときは、所有者その他の権利者に返還させ、保護者等に預けさせ、又は当該少年に廃棄させるなど当該少年が当該物件を所持しないように注意、助言等するものとする。この場合においては、受領書を徴するなど物件の措置のてん末を明らかにする措置を講ずるものとする。

2　少年が少年法第24条の2第1項各号及び第2項各号のいずれかに該当する物件その他家庭裁判所の審判に必要と認められる物件を所持しているときは、その同意を得た上で、一時これを預かるものとする。この場合においては、預り書（別記第6号様式）を作成するとともに、保護者等の申述書を作成する等物件を預かったてん末を明らかにするものとする。

3　少年以外の者が少年法第24条の2第1項各号及び第2項各号のいずれかに該当する物件を所持している場合等で、事案処理のため特にその物件を必要とするときは、所有者等の協力を得て任意差出書（別記第7号様式）とともに、その物件の提出を求めるものとする。この場合において、当該所有者等に任意差出書の写しを交付する等てん末を明らかにするものとする。

4　前2項に規定する物件を被害者その他権利者に返還する場合は、受領書を徴するなど物件の措置のてん末を明らかにする措置を講ずるものとする。

（指導教養）

第68条　本部長及び署長は、ぐ犯調査に従事する者に対し、職務遂行に必

要な知識及び技能に関する指導教養を定期的に行うものとする。

第5節 不良行為少年の補導

(少年補導票の作成及び報告)

第69条 不良行為少年を発見した場合において、活動規則第14条第1項に規定する保護者又は関係者への連絡を行うことが必要であると認めるときは、別に定めるところにより少年補導票を作成し、所属長に報告するものとする。

2 警察本部の所属長（人身安全・少年課長を除く。）が前項の報告を受けたときは、当該報告に係る事項を人身安全・少年課長に速やかに連絡するものとする。

(不良行為少年に対する継続補導)

第70条 不良行為少年に対して継続補導を実施する場合には、第2章第3節の規定により実施するほか、少年に対する言葉遣い等に配慮するものとする。

第4章 少年の保護のための活動

第1節 被害少年に係る活動

(被害少年に対する支援)

第71条 被害少年については、現場における適切な助言、関係機関の紹介、再び被害に遭うことを防止するための助言又は指導を行う等必要な支援を実施するものとする。

2 被害少年に対する支援の実施に当たっては、必要に応じて、被害者支援部門との連携に留意するものとする。

(被害少年に対する継続的な支援)

第72条 前条に定めるもののほか、被害少年について、その精神的打撃の軽減を図るため特に必要と認められるときは、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係者への助言その他の継続的な支援を実施するものとする。

2 署長は、警察署において取り扱った被害少年について、継続的な支援を実施する必要があると認めたときは、人身安全・少年課長に報告するものとする。

3 人身安全・少年課長は、前項の規定による報告を受けた場合において、継続的な支援を実施する必要があると認めたときは、少年サポートセンターに配置された少年育成官等に継続的な支援を実施させるものとする。

4 被害少年に対する継続的な支援の実施に当たっては、臨床心理学、精神医学等の専門家の助言を受けるなどして、被害少年の特性に留意するものとする。

5 第18条の規定は、被害少年に対する継続的な支援について準用する。

6 特定少年に対する第1項の規定の適用については、同項中「保護者」とあるのは「本人」とする。

(新聞発表等の際の留意事項)

第73条 少年が被害者である事件について、新聞その他の報道機関等に発表を行うときは、被害少年のプライバシーに十分に配慮するものとする。

第2節 福祉犯に係る活動

(福祉犯の取締り)

第74条 福祉犯事件を認知した場合には、時機を失することなく、捜査を行うものとする。本部長及び署長は、少年警察部門以外の部門に属する警察官が行う福祉犯事件の捜査についても、少年警察部門に属する警察官が捜査し、又は調査している事件と密接な関係がある場合等においては、必要に応じ、少年警察部門に属する警察官に捜査させるよう配慮するものとする。

(福祉犯の被害少年の保護等)

第75条 福祉犯の被害少年については、当該福祉犯に係る捜査、第71条及び第72条に規定する支援のほか、当該少年が再び被害に遭うことを防止するため保護者、学校関係者その他の関係者に配慮を求めるものとする。

- 2 本部長又は署長は、同種の福祉犯の発生を防止するため必要と認められるときは、関係行政機関に対して連絡し、関係者による再発防止のための取組を促し、又は地域住民に対する広報啓発を行う等必要な措置を執るものとする。

第3節 要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童に係る活動

(要保護少年の通告等)

第76条 保護者がいない又は保護者に監護させることが不適當であると認められる18歳未満の要保護少年を児童相談所に通告するに当たっては、児童通告書により行うものとする。この場合において、口頭により通告したときは、その内容を記載した児童通告通知書を事後に当該児童相談所へ送付するものとする。

口頭による通告については、電話等を含むものとし、児童通告書の記載事項を確実に伝達するとともに、時機を失することなく、児童通告通知書を当該児童相談所に送付するものとする。

- 2 前項の通告を必要としない要保護少年については、保護者等に注意、助言等をする等少年の保護のため必要な措置を執るものとする。

(要保護少年の一時保護)

第77条 児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて要保護少年を一時保護する場合においては、第55条各号に掲げる事項に留意するものとする。

(児童虐待を受けたと思われる児童の通告等)

第78条 児童虐待は、人格形成期にある児童の心身に重大な影響を与えるものであることから、児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応の徹底を図るものとする。

2 児童虐待を受けたと思われる児童を児童相談所に通告するに当たっては、児童通告書により行うものとする。この場合において、口頭により通告したときは、その内容を記載した児童通告通知書を事後に当該児童相談所へ送付するものとする。

口頭による通告については、電話等を含むものとし、児童通告書の記載事項を確実に伝達するとともに、時機を失することなく、児童通告通知書を当該児童相談所に送付するものとする。

3 児童虐待を受けたと思われる児童については、児童相談所その他の関係機関との緊密な連携の下、当該児童のカウンセリング、保護者に対する助言又は指導その他の当該児童に対する支援を的確に実施するものとする。

4 児童虐待の防止等に関する法律第10条の規定による援助の求めがあった場合においては、その求めをした者との適切な役割分担の下、必要な措置を執るものとする。

第5章 同行状の執行及び連戻し

(同行状の執行)

第79条 少年法第13条第2項による同行状の執行については、少年審判規則（昭和23年最高裁判所規則第33号）第18条の規定によるものとする。

2 夜間、同行すべき場所が遠隔地である等のやむを得ない理由によって、少年を警察署の保護室等に一時収容する場合は、第55条各号に規定する事項に留意しなければならない。

(連戻し)

第80条 少年院及び少年鑑別所における収容のための連戻しについては、別に定めるものとする。

第6章 記録

(少年事件処理簿)

第81条 少年警察部門に、様式を定める訓令別記様式第44号による少年事件処理簿を備え、個々の触法少年事件又はぐ犯少年事件につき、調査の指揮及び事件の送致又は通告その他の事件の処理の経過を記載するものとする。この場合においては、特に第6条第1号から第5号までに掲げる事項を明らかにしておくものとする。

2 犯罪少年事件に係る記録については、犯罪捜査規範第201条の規定によるものとする。

(少年事案処理簿)

第82条 少年警察部門に、少年事案処理簿（別記第10号様式）を備え、児童相談所への通告が必要と認められる要保護少年（児童虐待事案（児童虐待容疑事案を含む。）に係る要保護少年を除く。）及び継続的な支援を要する被害少年ごとに、事案の処理の経過を明らかにしておくものとする。

(呼出簿)

第83条 少年警察部門に、様式を定める訓令別記様式第40号による呼出簿を備え、第47条及び第61条の規定により、触法調査及びぐ犯調査のための呼出しを行う場合は、その処理の経過を明らかにしておかなければならない。

(令状請求簿)

第84条 少年警察部門に、様式を定める訓令別記様式第45号による令状請求簿を備え、第50条第1項の令状を請求したときは、請求の手續、発付後の状況等を明らかにしておかなければならない。

(少年カード)

第85条 捜査又は調査を行った非行少年（交通法令違反に係る非行少年、交通事故に係る刑法第211条の罪に係る非行少年及び自動車運転死傷処罰法第2条から第6条までの罪に係る非行少年を除く。）及び継続的な支援を要する被害少年については、その適正な処遇及び健全な育成に資するため、別に定めるところにより少年カードを作成するものとし、当該少年の居住地を管轄する警察署（以下「居住地警察署」という。）において保管するものとする。

2 居住地警察署以外の所属において少年カードを作成した場合は、当該所属の長は、少年カードの原本を居住地警察署の署長に送付し、必要に応じ、その写しを保管するものとする。

3 前項の場合において、居住地警察署が他の都道府県警察の警察署であるときは、警察本部を通じて送付するものとする。